

見附市告示第47号

見附市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成28年見附市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第7条中「3月とする」を「1年度につき通算90日までとする」に改め、同条ただし書を削る。

第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

第1号様式(第3条関係)

日常生活用具 給付・貸与申請書 兼 決定通知書

年 月 日

(宛先) 見附市長

住所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

高齢者日常生活用具の給付等を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、私の家族の課税状況等を調査することに同意します。

記

|       |  |      |       |
|-------|--|------|-------|
| 利用者氏名 |  | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住 所   |  | 電話番号 |       |
| 個人番号  |  |      |       |

|           | 申請種 | 申請期間     | 決定欄 | 備 考 |
|-----------|-----|----------|-----|-----|
| 車 椅 子     | 貸与  | 月 日～ 月 日 |     |     |
| 自 動 消 火 器 | 給付  |          |     |     |
| 火 災 報 知 器 | 給付  |          |     |     |
| その他       |     | 月 日～ 月 日 |     |     |

火災報知機設置方法 ①自分で取り付けられる  
②子や知人など頼める人がいる  
③取り付けられる人がいない(後日、消防本部職員が取付に伺います)

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ 様

上記高齢者日常生活用具の給付等を決定し、通知します。  
次の点に留意してご使用下さい。

- 1 給付等された用具は、その目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付または担保に供してはならないこと。
- 2 用具が必要でなくなった場合は、速やかに返却の手続きを行うこと。ただし、給付された用具については利用者において処分すること。

見附市長

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。